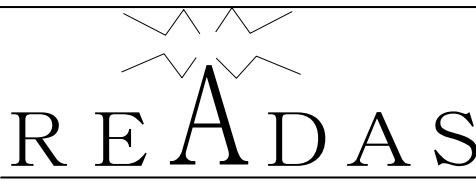


第 5919 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 民泊の副収入

Q：私はサラリーマンですが、副業で民泊を始めるつもりです。この所得は、何所得になりますか。いくら以上だと申告が必要ですか？

A：雑所得となり、所得が20万円を超える場合には確定申告が必要になります。

【解説】

給与所得者は、原則として年末調整によって所得税が清算されますので確定申告の必要はありません。しかし、給与所得以外の副収入等による所得が20万円を超える場合には、確定申告が必要となります。

民泊を始められるということですが、民泊は、一般的に、利用者の安全管理や衛生管理、また、一定程度の観光サービスの提供等を伴うものですので、単なる不動産賃貸とは異なり、その所得は、不動産所得ではなく、雑所得に該当することとされています。

なお、この他にも、今話題のビットコイン等の仮想通貨の売却等による所得やインターネットのオークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得や次のような所得についても、一般的に雑所得に該当することとなっています。

①衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※生活の用に供している資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税です。

②自家用車などの資産の貸付けによる所得

③ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

